



R3年、6月より、柏市社会福祉協議会に成年後見制度利用について相談・支援する中核機関が開設されました。私たち障害のある子を持つ親には課題の多い成年後見制度ですが、将来に向けて考えておく必要があります。後見制度も利用する人にとって益となるよう検討が進められています。9月のしゃべり場で社協のかしわ福祉権利擁護センター担当の方より、現在の支援に中からお話を伺いました。その一部を抜粋してお伝えします。

### 9/29（木）しゃべり場「親の後見・子どもの後見を考える」

社協）かしわ福祉権利擁護センター、成年後見支援の実際より

Q) 成年後見制度っていつから始まったの？

H12年（2000年）からスタート。同時に介護保険制度もスタート

自分で介護サービスを契約するが、認知症など自分で判断できない人の為に代わって代理契約する人が必要とされた。

介護保険と成年後見制度は車の両輪のような関係として高齢者支援に利用された。

成年後見制度の利用者数 2021年現在において、成年後見制度を利用している人は約24万人に過ぎず、潜在的な後見ニーズ（判断能力が不十分とみられる人の総数：推計およそ1000万人）のわずか2%に留まっている。

Q) 成年後見制度ってどんな時に使うの？

認知症や知的・精神障害で現在、判断能力が低下している方の内、日々のお金の管理や施設入所等への契約行為の代理を必要とする方。

Q) 家族が支援すればいいんじゃないの？

- ・頼れる親族がない。
- ・子どもが障害を持っており、親も高齢となっている。
- ・子どもに迷惑をかけたくない。

頼れる家族がいても成年後見制度を利用しなくてはいけないケースもある。

#### 事例①息子さんからの相談（不動産の処分）

一戸建ての家に1人で住んでいた父親が認知症になり、老人ホームに入居。父親名義の家を処分して施設利用料を支払いたいが、不動産屋から父に成年後見人を付けて下さいと言われた。

#### 事例②母親と2人暮らしの娘さんからの相談（定期預金の解約）

母を介護をしながらの生活だが体力的に難しくなってきたので、母の老人ホーム入居を考えている。母の定期預金を解約し、施設利用の支払いに当てようと思ったが、銀行から本人、又は後見人でないと解約できないと言われた。

Q) 後見人はどんなことをしてくれるの？

【財産管理】本人の預貯金通帳及び預金の管理、定期預金の解約  
不動産等の処分、相続の手続き 等

【身上保護（身上監護）】

福祉サービス及び福祉施設の利用契約、支払い  
各種行政手続き（介護保険、障害者手帳、生活保護の申請等）

## その他、日常生活に関わる契約

Q) 後見人ができない事（第3者後見人の場合）…親族後見人の場合は家族として可能

- ・結婚、離婚、養子縁組、遺言作成などの本人しか持てない権利や資格（一身専属行為）
- ・医療同意：手術や臓器移植、延命措置などの同意
- ・保証人、身元引受人となる事…本人の代理人なので、本人の保証人にはなれない。

※ただし、施設入所時の保証人を求められる時は、後見人として費用支払いの保証するサインをしている。

- ・本人を強制的に入院・入所させること

・介護や看護、家事等の生活支援など…※周りに支援する人がいない場合、病院同行などする場合もあるが、本人の生活支援者、支援会議などネットワークを作ることが大事。

Q) 後見人には誰がなれますか？

- ・親族後見：配偶者、親、子ども、兄弟姉妹、甥姪、孫、いとこ等 4親等親族まで

- ・専門職後見人：弁護士、司法書士、社会福祉士、等

- ・法人後見：社会福祉協議会、NPO法人など

後見人は家庭裁判所が決定します。親族後見人が管理する本人の財産が多い場合や、親族間でトラブルが起きることが想定される場合、第3者後見になったり、後見監督人が就任する場合があります。その場合、後見人と後見監督人への報酬支払いが必要になります。

※後見監督人等の報酬は、管理財産額が5,000万円以下の場合には月額5,000円～2万円程度、管理財産額が5,000万円を超える場合には月額2万5,000円～3万円程度が多い。

Q) 後見申し立てに関する費用は？

診断書代：3000～1万円程度

申立手数料：印紙3400円、切手3,270円 ※保佐、補助後見では印紙3,400円～、切手4,210円  
通常の費用は1～2万円程度

※診断書と本人の状態に差異がある場合、再診断を求められることがある。

その鑑定が必要な場合には5万～10万円程度かかる。

Q) 成年後見人等への報酬

流動財産 (預貯金、有価証券等)	1千万円以下	1千万円～5千万円	5千万円以上
後見人等基本報酬額 (目安)	2万円程度／月	3万～4万円程度／月	5万円程度／月
成年後見監督人 基本報酬額 (目安)	1万～2万円程度／月		2万5千～3万程／月

Q) 相談から申立てに至った事例

相談者：相談支援員

当事者：40代女性（Bさん）、知的障害、GH入居中

相談内容：BさんはGH入居中。施設利用料の支払い等は母親Cさんが行っていたが、軽度の認知症となり、これまで通り支払い入金や市役所へ書類を提出することが難しくなっている。

Cさんには広島に住んでいる弟Dさん（当事者の叔父）がいて、近くこちらに来ることになっ

ているため、成年後見制度について説明してほしい、との相談。

経過：相談員、本人、母親Cさん、叔父Dさんと一緒に成年後見制度及び申立ての手順について説明。Dさんが申立人となり書類をそろえることになった。(社協中核機関がフォロー)

※後見人選任に当たって、本人に何か起きた時に後見人がすぐ駆け付けられるかが家庭裁判所の判断基準になる。後見人は本人の身近にいる人が必要。

#### 申立てまでのポイント

①後見人候補者について：柏市近辺に頼れる親族がいなかったため、候補者を立てずに申立てを進めた。(家庭裁判所に任せる)

②親族の同意について：東京都に当事者Bさんの弟がいるが5年ほど連絡をとっていなかった。後々のトラブルを避けるために必ず連絡し、後見制度を利用することを伝えるように助言した。※親族の同意は必要ではないが、後見人と親族間でトラブルが無いよう事前に伝えておくことがベスト。

※家族が反対しても本人に必要であれば申立てできる。子どもが本人(親)のお金を使い込んでおり、その子どもが後見をすると主張するような場合など、本人の生活する財産を守るために後見は必要。

#### その他

・後見人の交代はできないのか？

本人の利益が守られ、不正をしていないければ、家庭裁判所は交代を認められない。(立ち入れられない。)

・親が後見人の場合、自分の後の引継ぎをする時、家庭裁判所に交代依頼ができる。

・本人の好みや習慣、生活の中で楽しみにしていることや親の望むこと等、本人の記録を残しておくことがベスト。後見人や、直接の支援者にとっての大切な本人の共有情報となる。

・社会福祉協議会で行っている市民後見人による後見は、現在は市長申立ての方のみ。生活費がない方や困難事例の場合となっている。

しかし、一般の後見の必要があれば、今後の検討の余地がある。

・第3者後見となった時、本人の意思、支援者の意思と後見人の意思や価値観が違う時、話し合う機会を調整するコーディネーターがいれば、後見人の立場と本人・家族の立場の仲介をすることができる。